

第Ⅲ部 計画の推進に当たって

1 計画の進捗管理

本計画の実効性を確保し、着実に推進するため、関係局との連携はもとより、市民や地域団体、事業者、関係団体、大学、NPO、企業など、様々な主体と連携・協力していきます。

また、子育て中の保護者、子ども・子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する附属機関「京都市はぐくみ推進審議会」に対して、毎年度、本計画の進捗状況を報告し、点検・評価を行うとともに、ホームページ等で進捗状況を公表します。

また、各種需給計画等、本計画の内容と実態との間に大きな乖離が生じた場合は、「京都市はぐくみ推進審議会」において改めて調査・審議を行い、必要な見直しについて検討します。

2 計画の進捗状況を示す指標

施策ごとの数値目標については第Ⅱ部第3章の各種需給計画において定めていますが、別途、市民の皆様に対して、計画全体の進捗状況を市民目線で直感的に分かりやすくお知らせできるよう、次のとおり指標を設定します。

項目	計画最終年度までの目標値	現況値 (平成30年度)
妊娠11週以下での妊娠の届出率 【安心して妊娠・出産できる環境】	100%	93.4%
保育所等における年度当初待機児童数 【保育を利用しやすいと実感できる環境】	ゼロの継続	ゼロ
学童クラブ事業における年度当初待機児童数 【放課後における健やかな育ち】	ゼロの継続	ゼロ
放課後まなび教室希望児童の登録 【安心して自主的な学びなどができる環境】	100%の維持	100%
青少年が参画している附属機関等の割合 【若者の社会参加】	50%	47.5%
京都市はぐくみアプリのダウンロード数 【必要な支援情報の到達】	53,000件 (運用開始以降の合計数)	23,801件
児童生徒が在学中に茶道(小学校)・華道(中学校)を体験した市立小・中学校の数 【京都ならではの文化力をいかした学び】	小：全校 中：全校	—

3

京都市はぐくみ推進審議会からの提言

本計画の策定に向けた検討過程においては、「京都市はぐくみ推進審議会」により議論をいただきました。その中で、次のとおり、計画の推進に向けた提言を受けています。

京都ならではの「はぐくみ文化」の更なる深化に向けた提言

京都市においては、SDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、「すべての子ども・若者・子育て家庭を大切に！子育て・「共育」環境日本一のまち」を目指すべきまちの姿に掲げ、子どもや若者を社会の宝として大切に育む京都ならではの「はぐくみ文化」のもと、妊娠前から子ども・若者までの切れ目のない支援をより一層充実させることとしている。

一方で、子ども・若者やその家庭が抱えるニーズや課題は多様化しており、こうした公的サービスを行政だけが担うのではなく、市民や地域団体、事業者、関係団体、大学、NPO、企業など、様々な主体との協働がこれまで以上に重要なものとなっている。

今後、「切れ目のない支援」の実効性を確保していくに当たり、こうしたあらゆる主体が「自分ごと」「みんなごと」として関わり、「はぐくみ文化」が更なる深化を遂げるよう、次のとおり提言する。

- 1 人は、一人一人かけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてくるものである。お互いを認め、尊重し合えるよう、家庭や社会のあらゆる分野で「子ども・若者の最善の利益」が考慮されなければならないことを、すべての取組において徹底すること。
- 2 子ども・若者の成長にしっかりと向き合うことをはじめとした「家庭生活」と安定した生活の基盤となる「仕事」との両立に、より豊かな人生を送るための「地域活動や社会貢献活動」を加えた三つの柱がより充実したものとなるよう、事業者や地域団体等とともに、それぞれの場で各人が楽しみながらいきいきと輝くための環境を醸成すること。
- 3 人は他者との関わりの中で充足感・幸福感を得られることを改めて認識し、各種居場所づくりによる孤立防止の取組はもとより、地域コミュニティ活性化に向けて、これまで以上に事業者や地域団体等と連携し取り組むこと。
- 4 「京都で住みたい、住み続けたい」「京都で子育てしたい」と感じられるよう、子ども・若者に関する政策の推進はもとより、経済・雇用、住宅、都市基盤整備(公園、公共交通等)など、関連する政策分野と更なる連携・融合を図ること。
- 5 幼児教育・保育の無償化の流れの中で、幼児教育・保育の利用はもとより、学童クラブ事業の利用が長時間化することも懸念される。大切な命を預かり、育み、保育し、教育する者が生きがいと希望を持って「社会の宝」である子どもと向き合える環境の中で、幼児教育・保育の質を確保し、児童の健全育成を推進するため、必要に応じた適切な利用を促すよう、保護者や関係団体とともに取り組むこと。
- 6 「ユースサービス(青少年の自己成長の支援)」の理念のもと、若者が社会を形成する主体(パートナー)として、将来に夢と希望を持ってライフデザインを描けるような取組を更に充実させること。
- 7 障害のある子ども、児童虐待、少年非行、ひきこもり、ひとり親家庭、貧困家庭など、支援を要する子ども・若者やその家庭が誰ひとり取り残されないよう、必要な支援を行うとともに、外国籍市民や性的少数者を含めて、様々な方が暮らしやすいまちとなるよう、しっかりと取り組んでいくこと。

令和2年3月
京都市はぐくみ推進審議会